

## 群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドライン（原案）

平成27. . . 制定

### 1 趣旨

ソーシャルメディアを利用することにより、自由闊達な議論を行うことができ、また、発言や投稿を通じて社会参加することは、一定の意義が認められる。

しかしながら、ソーシャルメディアへの情報発信は、個人が自由に発言や投稿することで不特定多数の者が常時閲覧できる特性上、一個人としての意見であっても時には反感・反発を招き、又は不正確な情報等により、意図しないトラブル（いわゆる炎上を含む。）が発生し、結果的に本学の教職員及び学生（以下、構成員という）としての品位を貶めたり、大学の信頼・名誉を失墜させ、ついには大学運営に障害を生じさせることもあり得る。

群馬大学の構成員としての自覚と責任を持った上で、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、構成員がソーシャルメディアを利用するに当たっての基本的な心構え・遵守事項をまとめたソーシャルメディア利用ガイドラインを策定するものである。

### 2 ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、インターネット上のWebサービスの一種で、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものをいう。

ソーシャルメディアの例：Facebook, Twitter, LINE, YouTube, Google+, ブログ, 電子掲示板等

### 3 基本的な心構え・遵守事項

#### (1) 法令等遵守

法令、学内諸規則等を遵守すること。

#### (2) 誠実義務

- ① 群馬大学の構成員であることの自覚と責任を持つこと。
- ② 情報発信する内容や対応に責任を持ち、誤解を与えないようにすること。
- ③ 自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることを避けること。

#### (3) 人権の尊重

自分と異なる意見や考え方を許容する姿勢を持つこと。

#### (4) 特定話題

政治、宗教等異論が出ることが予想される又は、扇動的になりがちな話題は、冷静な発言・投稿に努めること。

#### (5) 身分を明かす場合の留意事項

群馬大学の教職員・学生であることを明かして情報発信する場合は、特に次のことに留意すること。

- ① 研究者が、専門知識に関わる発言・投稿をする際には、社会からの信頼と尊敬を損なわない振る舞いに努めること。
- ② 教職員・学生として、資質を問われかねないような軽率な又は、立場をわきまえない発言・投稿をしないこと。

- ③ 発言・投稿内容は、個人のもので、本学の意見を代表・代弁するものではないことを明確にすること。
- ④ 各種ソーシャルメディアの利用時に、本学から与えられたメールアドレスを使用しないこと。

(6) 禁止事項

次に掲げる情報発信は、禁止とする。

- ① 違法行為を煽る情報
- ② 本学の教職員・学生（退職者、卒業生を含む）、特定の個人・団体への誹謗中傷，差別的な内容の発言・投稿，その他特定の個人・団体の正当な権利・利益，信頼・名誉を損なうおそれのある情報
- ③ 虚偽の情報又は伝聞や推測に基づく不確かな情報
- ④ 本学の機密情報
- ⑤ 公序良俗に反する情報

(7) その他

本学の徽章等を無断使用しないこと。

#### 4 大学における調査

構成員が、ソーシャルメディアを私的利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合又は群馬大学の名誉を著しく損ねていると大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。

#### 5 ソーシャルメディアにおける群馬大学公式アカウントの取り扱い

ソーシャルメディアにおける群馬大学公式アカウントの取り扱いについては、別に定める。